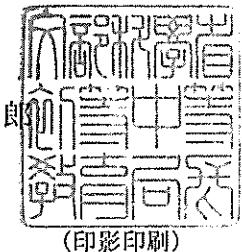


26文科初第1414号  
平成27年3月25日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会  
各 都 道 府 県 知 事  
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 長 殿  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 專 門 学 校 機 构 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 构 理 事 長

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次



### 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の 一部を改正する省令の施行等について（通知）

平素より、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に関する事務に御協力いただきありがとうございます。この度、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第6号。以下「改正省令」という。）」が、平成27年3月19日に公布され、4月1日に施行されることとなりました（別添1）。また、「高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）」の改正も合わせて行いました（別添2）。

改正の概要等については、下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会及び所管の関係学校に対して、各都道府県知事におかれでは、所轄の関係学校及び学校法人等に対して、国立大学長及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれでは、その管下の関係学校に対して改正省令等の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

#### 記

##### 第一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正について

###### I 高等学校等就学支援金の額に係る通知の削減

都道府県の受給権者に対する高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の額の通知について、各年度の全ての就学支援金を支給したときの通知を廃止することとしたこと。（第八条関係）

## II 受給資格の認定の申請、収入状況の届出に係る様式の簡素化

就学支援金の受給資格の認定の申請に係る様式と収入状況の届出に係る様式を統一するとともに、様式における保護者等の状況の記入方法を、記述させる方法から選択させる方法へ変更することとしたこと。（第三条第一項、第十条第二項、第十二条第一項及び第二項並びに様式第1号関係）

## III 施行期日

改正省令は平成27年4月1日から施行することとしたこと。（附則関係）

## 第二 事務処理要領の改正について

改正後の様式による手続、受給資格の認定に係る審査の方法、留意点等について、「高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）（第二版）」において記載したため、各地方公共団体及び支給対象高等学校等の設置者においては、就学支援金の支給等に関する事務について、同要領等を踏まえ適切に処理すること。

## 第三 留意事項

### I 高等学校等の生徒に係る経済的負担の軽減について

#### 1 都道府県における授業料減免制度等の拡充

平成26年4月の国の制度改正では、公私間格差・都道府県格差の是正と、低所得世帯等への一層の支援充実による教育の実質的機会均等を図るために、私立高等学校等に係る就学支援金の加算の拡充を行った。本制度改正と、各自治体の支援策とが一体となり、低所得世帯等の負担がより軽減されることが重要であり、この改正趣旨を踏まえ、本制度改正が確実に生徒・保護者等の経済的負担の軽減につながるよう、引き続き、国の支援の拡充によって生じた財源等を活用し、家庭の経済的負担の軽減策等の着実な実施をお願いしたい。

#### 2 留年者、既卒者及び74単位を超える者の扱い

公立高校における留年者、既卒者及び74単位を超える者に対する授業料の徴収に係る扱いについて、平成25年度まで不徴収としていた自治体のいくつかで原則徴収する変更が見られた。平成25年度までの対応と同様に、既に授業料設定の変更、授業料減免措置の実施等により、生徒負担が生じないよう対応している都道府県も多くあるところ、未だ対応していない都道府県におかれては、平成25年度までの対応との継続性・整合性も考慮し、正当な理由なく新たに生徒負担を生じさせることのないよう、授業料設定の変更、授業料減免措置等の対応について、配慮をお願いしたい。

### II 制度運用上の留意点について

#### 1 多くの自治体で受給資格の認定のための申請や収入状況の届出に当たっては、書類の提出を封を開いて行う等、生徒・保護者等のプライバシーに配慮した形で事務が行われているが、引き続き、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、生徒・保護者等のプライバシーに配慮されたい。

- 2 市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書、納税通知書、特別徴収税額の決定・変更通知書）の取得・提出に当たっては、他の支援制度で必要となる書類と重複する場合は提出を不要とするほか、各種証明書の発行を行う市区町村の担当部局と連携して生徒・保護者等の手数料の負担を軽減している自治体が見られる。引き続き、市区町村の担当部局と手続等について十分に調整を行い、各種証明書の発行・取得を円滑に実施されたい。
- 3 授業料の徴収時期について、公立高校の全日制や定時制では就学支援金の支給前に授業料の納付を求めるケースは見られなかったが、通信制や私立高校の一部では、授業料を徴収した後に就学支援金を還付する方式を採用するケースが見られた。原則、就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることを踏まえ、例外的に授業料を徴収した後に就学支援金を還付する方式を採用する場合には、その授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、生徒・保護者等の負担に十分に配慮されたい。

### III 学校現場との適切な事務分担

申請書類の収集や認定事務等については、各自治体の実情に応じて学校現場と分担されて実施されているが、例えば、繁忙期には臨時に学校現場に職員を配置するなど本制度に係る事務が過度に学校現場の負担とならないよう、その分担や業務体制を工夫されたい。

### IV 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

市町村が設置した高等学校等の生徒に係る就学支援金の支給に関する権限については、条例による事務処理特例制度（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項）を活用することにより、学校設置者である市町村に移譲することが可能であることに留意されたい。

### V 支給額の通知書の他の通知との併用

就学支援金の支給額の通知については、文部科学省から示した様式によるものではなくても、授業料等の納付通知に支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であることに留意されたい。

### VI 制度の周知

説明会の開催や資料の配付等、各自治体で本制度の周知に取り組んでいただいているが、受給対象となる者が円滑に手続できるよう、また、制度の不知等により支援の対象から漏れるようなことがないよう、引き続き、文部科学省作成のリーフレット等を活用し、受験生や生徒・保護者等に制度の手続等について十分周知されたい。なお、外国語版の受給資格の認定の申請等の様式及びリーフレットを作成したため、こちらも活用されたい。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)

### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
財務課高校修学支援室  
電話 03-6734-3578（直通）

○文部科学省令第六号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条、第六条第四項、第八条第一項及び第十七条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十九日

文部科学大臣 下村 博文

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「並びに各年度の全ての就学支援金を支給したとき」を削る。

第十条第二項中「様式第四号」を「様式第一号」に改める。

第十三条中「様式第五号」を「様式第四号」に改める。

様式第一号を次のように改める。

平成 年 月 日

殿

### 高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書

高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（該当する□にレ印を付けてください。）

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。）

ふりがな		
生徒の氏名	姓	名

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒 都道 府県	市区 町村		
保護者等の連絡先				
生徒が在学する 学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要。）

①現在の学校の 在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の 在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

保護者等の  月 1 日時点における状況は以下のとおりです。( 欄は申請・届出を行う月を記入。)

(1) 就学支援金の支給時期の区分 (該当する□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	4月～6月 (前年度の課税証明書等)	<input type="checkbox"/>	7月～6月 (当該年度の課税証明書等)
--------------------------	--------------------	--------------------------	---------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。 (①から⑤までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
		親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
②	<input type="checkbox"/>	ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/>	イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ <input type="checkbox"/> ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。(①又は②のいずれかの□にレ印を付けてください。)

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合) であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合

【3. 確認事項】

高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

(記入に当たっては、別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。)

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入。)

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込む社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

#### 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していないかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入すること。

#### 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を提出してください。なお、7月以降に課税証明書等を提出し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)①の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

### 留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。
- ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が翌年6月まで一時差し止められますので、必ず提出してください。
- ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第四号を削り、様式第五号を様式第四号とする。

#### 附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（就学支援金の額の通知）</p> <p>第八条 都道府県知事は、入学年度の四月から六月までの間及び各年度の七月から当該年度の翌年度の六月までの間における最初の就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。</p>	<p>（就学支援金の額の通知）</p> <p>第八条 都道府県知事は、入学年度の四月から六月までの間及び各年度の七月から当該年度の翌年度の六月までの間における最初の就学支援金を支給したとき並びに各年度の全ての就学支援金を支給したときは、当該就学支援金の額を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、受給権者に通知しなければならない。</p>
<p>2 （略）</p> <p>（就学支援金の支給の停止）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなつたときは、様式第三号による申出書に、収入状況届出書等（様式第一号）による届出書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。次条第一項及び第二項において同じ。）を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、当該申出書のみを提出すれば足りる。</p>	<p>（就学支援金の支給の停止）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 法第八条第一項の規定による申出をした受給権者は、令第五条第一項に規定する場合に該当しなくなつたときは、様式第三号による申出書に、収入状況届出書等（様式第四号）による届出書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。次条第一項及び第二項において同じ。）を添付して、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、当該申出書のみを提出すれば足りる。</p>

(身分を示す證明書)

第十三条 法第十八条第一項に規定する職員の身分を示す證明書立、  
様式第四号に定めるものとする。

(身分を示す證明書)

第十三条 法第十八条第一項に規定する職員の身分を示す證明書立、  
様式第五号に定めるものとする。

様式第1号 (第3条第1項 第10条第2項並びに第11条第1項及び第

2項関係)

(別紙)

(別紙)

(削る)

様式第4号 (第10条第2項並びに第11条第1項及び第2項関係)

様式第4号 (第13条関係)

平成 年 月 日

殿

## 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

以下の空欄に生徒本人が署名すること。（保護者による代筆も可能です。）

ふりがな		
生徒の氏名	姓	名

生徒の 生年月日	昭和 平成	年	月	日	
生徒の住所		都道 府県	市区 町村		
生 徒 が 在 学 す る 学 校  （※）	学校の名称	国立・公立・私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地		都道 府県	市区 町村	
学校設置者 の名称					

## 【1. 高等学校等の在学期間について】

高等学校等 における在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給時期の区分のうち、該当するものを選択してください。

<input type="checkbox"/>	4月～6月 ※前年度の課税証明書等	<input type="checkbox"/>	7月～6月 ※当該年度の課税証明書等
--------------------------	-------------------	--------------------------	--------------------

(2) ①～③の中から、該当するものを選択してください。

①	<input type="checkbox"/>	保護者の所得に関する書類を添付します。	
		保護者が1人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に別紙③～⑤に該当する者がいる場合 [理由]	
② ア	<input type="checkbox"/>	以下の理由により、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。	
		<input type="checkbox"/> 児童相談所に入所しており、児童相談所長が児童福祉法の規定により親権を行っています。	
		<input type="checkbox"/> 児童福祉施設に入所しており、児童福祉施設の長が児童福祉法の規定により親権を行っています。	
		<input type="checkbox"/> 法人である未成年後見人が選任されています。	
		<input type="checkbox"/> 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が選任されています。	
		その他、以下の理由により保護者の所得に関する書類を添付することができません。 [理由]	
イ	<input type="checkbox"/>	成人に達しており保護者がいないため、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。	
③	<input type="checkbox"/>	以下の理由により、保護者等の所得に関する書類を添付できません。 [理由]	

(3) 所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。\* (2) ③の場合は除く。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

確認事項	高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
------	---

記入に当たっては、別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。  
※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 平成 年 月 日

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

#### 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ 複数の学校に在学した場合には、在学した全ての学校について、欄を分けて記入してください。
- ロ 現在通っている学校の在学期間についても記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入すること。

#### 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を提出してください。なお、7月以降に課税証明書等を提出し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

□ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

### 留意事項

イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

□ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。

ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ニ 不正に就学支援金を受給した場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書（様式第4号）を提出する必要があります。

ヘ 保護者が日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

平成 年 月 日

殿

## 「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書

高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第17条に基づき、次のとおり届け出ます。

注 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな		
	氏名	姓	名
住 所	都道府県	市区町村	
学校（※）	学校の名称	国立・公立・私立 学校の種類・課程・学科：	
	学校の所在地	都道府県	市区町村
	学校設置者の名称		

## 【確認事項】

1. 就学支援金の支給時期の区分のうち、該当するものを選択してください。

<input type="checkbox"/> 4月～6月 ※前年度の課税証明書等	<input type="checkbox"/> 7月～6月 ※当該年度の課税証明書等
--	---

2. (1)～(8)の中から、該当するものを選択してください。

(1)	保護者の所得に関する書類を添付します。	
	<input type="checkbox"/>	保護者が1人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に別紙③～⑤に該当する者がいる場合 [理由]
(2)	①	以下の理由により、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。
		<input type="checkbox"/> 児童相談所に入所しており、児童相談所長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
		<input type="checkbox"/> 児童福祉施設に入所しており、児童福祉施設の長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
		<input type="checkbox"/> 法人である未成年後見人が選任されています。
		<input type="checkbox"/> 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が選任されています。
	その他、以下の理由により保護者の所得に関する書類を添付することができません。	
<input type="checkbox"/> 成人に達しており保護者がいないため、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。		
(3)	以下の理由により、保護者等の所得に関する書類を提出できません。 [理由]	

3. 所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。\*2. (3)の場合は除く。

氏名	生徒との続柄

上記の内容に相違ありません。

記入者署名

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※学校受付日 平成 年 月 日

## 留意事項

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を都道府県（文部科学省）が定める期限までに提出してください。なお、期限までに課税証明書等を提出した生徒は、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 確認事項2(1)に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ニ 確認事項2(2)に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- ホ 保護者が日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。
- ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までにこの届出書の提出がなされないとときは、就学支援金の支払が翌年6月まで一時差し止められますので、必ず提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第1号（第3条第1項、第10条第2項並びに第11条第1項及び第2項関係）

平成 年 月 日

殿

## 高等学校等就学支援金

 受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

 収入状況届出書

高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(該当する□にレ印を付けてください。)

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。)

ふりがな		
生徒の氏名	姓	名

生徒の生年月日	昭和 平成	年	月	日
生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村	
保護者等の連絡先				
生徒が在学する 学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要。)

①現在の学校の 在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の 在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

保護者等の  月 1 日時点における状況は以下のとおりです。( 欄は申請・届出を行う月を記入。)

(1) 就学支援金の支給時期の区分（該当する□にレ印を付けてください。）

<input type="checkbox"/>	4月～6月（前年度の課税証明書等）	<input type="checkbox"/>	7月～6月（当該年度の課税証明書等）
--------------------------	-------------------	--------------------------	--------------------

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。（①から⑤までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
	ア <input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	イ <input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合
	ウ <input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。（①又は②のいずれかの□にレ印を付けてください。）

①	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合

**【3. 確認事項】**

高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

（記入に当たっては、別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。）

学校受付日 平成 年 月 日（学校において記入。）

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

#### 【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していないかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入すること。

#### 【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を提出してください。なお、7月以降に課税証明書等を提出し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。  
(2) ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)①の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。  
(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

### 留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。
- ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ニ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。
- ヘ 正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が翌年6月まで一時差し止められますので、必ず提出してください。
- ト 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 高等学校等就学支援金事務処理要領（新制度）（第2版） (都道府県事務担当者用)

### まえがき

本要領は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）の制度の概要及び就学支援金の支給に関する事務処理の標準的な手順等について記載したものである。

各都道府県においては、円滑な制度の実施のため、本要領に沿い実施していただくようお願いしたい。

また、就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容される。就学支援金の支給に加えて都道府県独自の授業料減免制度を実施する場合もあると考えられることから、各都道府県においては、本要領を参考にして各都道府県としての事務処理要領等を作成し、各学校設置者に配布するなど、適宜本要領の活用を図られたい。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室

第1版 平成26年4月

第2版 平成27年4月

## 【 目 次 】

### 第1章 高等学校等就学支援金制度の概要

1 制度の趣旨・目的	1
2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要	1
3 制度の概要	2

### 第2章 就学支援金に関する事務の流れの概要

### 第3章 都道府県における事務

1 就学支援金交付金の申請、受領に関する事務	7
2 就学支援金の支給	8
3 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定	23
4 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書	24
5 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開	24
6 転学に伴う就学支援金の取扱い	25
7 退学・除籍に伴う就学支援金の取扱い	26
8 株式会社立高等学校の扱い	26
9 広域通信制高等学校の扱い	26
10 公立大学法人立高等専門学校の扱い	26
11 高等学校等就学支援金事務費交付金	26
12 都道府県から市町村への権限移譲	26

### 第4章 学校における事務

1 生徒・保護者への制度の周知	27
2 就学支援金に係る補助金等の交付申請等	27
3 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、都道府県への提出	27
4 収入状況届出書等のとりまとめ、都道府県への提出	27
5 受給資格認定通知等の受理、生徒への配付	28
6 就学支援金の支給決定（予定）	28
7 就学支援金の代理受領、授業料との相殺	28
8 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定	31
9 就学支援金の受給資格消滅通知	31
10 就学支援金の支給停止、再開	31

### 参考資料 各種様式

※本要領で示す各種様式のうち高等学校等就学支援金交付金に関する様式については、交付要綱において示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

# 第1章 高等学校等就学支援金制度の概要

## 1 制度の趣旨・目的

本制度は、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金を支給するものである。

「高等学校等就学支援金制度」は、以下のような趣旨・目的に基づいて実施するものである。

- ① 高等学校等への進学率は約 98 %に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していく方向で諸施策を進めていくべきであること。
- ② 高等学校等については、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっていること。
- ③ 多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権 A 規約<sup>(\*)</sup>にも「中等教育における無償化の漸進的導入」が規定されている。

〔※〕国際人権A規約とは、国連人権委員会が作成した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際人権規約」のことをいい、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などの社会権を保障するものである。（我が国においては、昭和 54 年に批准し、同年 9 月 21 日に発効。アメリカ合衆国を除く主要各国が締約。）

また、この施策が高校教育に及ぼす効果としては、以下のことがあげられる。

- ① 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減により、全ての意志ある高校生等が、教育費負担を心配することなく、安心して勉学に打ち込めること。
- ② 対象となる高校生等に対しては、本制度の意義について周知することにより、自らの学びが社会に支えられていることの自覚を醸成し、国家・社会の形成者としての成長を目指して、学習意欲を維持向上する効果が期待されること。

## 2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

### （1）法律の趣旨

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすること。

### （2）対象となる学校

国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第 1 学年～第 3 学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（＊）の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。

#### \* 対象となる国家資格者養成施設

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第 57 条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- ・准看護師養成所
- ・調理師養成施設
- ・製菓衛生師養成施設

※専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているものについては、平成26年4月1日以降に当該学校の第1学年に入学する者から、学年進行で対象となる。

### (3) 就学支援金の支給

#### ①受給資格

就学支援金は、(2)の高等学校等（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒で日本国内に住所を有する者（以下「受給資格者」という。）に対して支給する。

#### ②受給資格の認定

受給資格者は、就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、都道府県に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

#### ③就学支援金の額

a 就学支援金は、②の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日ににおいて当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、当該支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が政令で定める支給限度額を超える場合には、支給限度額）とする。

b 保護者等の収入の状況に照らして特に必要があると認められる受給権者については、aの支給限度額に政令で定める額を加算するものとする。

c aの支給限度額は、公立高等学校の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

#### ④就学支援金の支給

a 都道府県は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

b 就学支援金の支給は、受給権者が②の認定の申請をした日の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

#### ⑤代理受領等

支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

#### ⑥収入の状況の届出

受給権者は、毎年、都道府県が定める日までに、保護者等の収入の状況に関する事項を、都道府県に届け出なければならない。

#### ⑦就学支援金の支払の一時差止め

受給権者が、正当な理由なく⑥の届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

## 3 制度の概要

### (1) 対象となる学校種

2 (2) のとおり。

### (2) 支給の対象となる者

高等学校等（上記(1)の対象となる学校種）に在学する生徒が対象となる。ただし、以下の者については支給の対象とならない。

#### ①日本国内に住所を有しない者

本制度は、高等学校等に係る教育の成果が社会全体に還元されるものであり、その

教育費について社会全体で負担するという考え方立脚するものであることから、我が国に在住し、我が国の社会を構成する者についてその対象とするものである。

- ②高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者
- ③高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者

これらの者については、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けることができる就学支援金の総額との均衡や、無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から、支給しないこととしたものである。

- ④所得制限基準に該当する者

法第3条第2項第3号に掲げる「保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者」として、保護者等の市町村民税所得割額が304,200円以上である者

### （3）2校以上の高等学校等に同時に在学している場合の取扱い

同時に2校以上の高等学校等に在学している生徒については、当該生徒の選択により、いずれか1校の授業料に対する就学支援金を支給する。

### （4）就学支援金の額

就学支援金は以下の額を限度に月を単位として支給される。

	高等学校・中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
国立	9,600	400	9,900*	9,900	9,900
公立	9,900(注)	400	9,900*	9,900*	9,900
私立	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*

\*は加算の対象となるもの

(注) 公立の高等学校及び中等教育学校の定時制課程は2,700円  
公立の高等学校及び中等教育学校の通信制課程は520円

なお、授業料の額が上記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として就学支援金が支給される。

### （5）単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例

単位制高等学校や専修学校高等課程・一般課程の単位制学科の中には、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、その場合の就学支援金の支給限度額については、特例を設けることとしている。

なお、1単位あたり授業料を設定し徴収している場合のルールについては、第3章2(4)参照。

### （6）所得に応じた支給

#### ①制度の概要

私立の高等学校・中等教育学校・特別支援学校、国公私立の高等専門学校、公私立の専修学校高等課程・一般課程及び私立の各種学校の生徒のうち特に経済的負担を軽減する必要がある世帯の生徒については、所得に応じて支給金額を1.5倍～2.5倍した額を上限として支給する。

- a 年収250万円未満程度の世帯：年間118,800円の2.5倍の額（297,000円）
- b 年収250～350万円未満程度の世帯：年間118,800円の2倍の額（237,600円）
- c 年収350～590万円未満程度の世帯：年間118,800円の1.5倍の額（178,200円）
- d 年収590～910万円未満程度の世帯：年間118,800円

※これらの年収はあくまで目安であり、具体的な所得確認基準は以下のとおり。

## ②所得確認

○所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額により判断。

支給限度額等	保護者等の市町村民税所得割額
所得制限	304,200 円以上
通常の支給限度額	154,500 円以上 304,200 円未満
通常の支給限度額の 1.5 倍の額	51,300 円以上 154,500 円未満
通常の支給限度額の 2 倍の額	100 円（※）以上 51,300 円未満
通常の支給限度額の 2.5 倍の額	0 円（非課税）

※ 実際の税額の算定においては、100 円未満の端数は切捨てとなり、市町村民税所得割額が 1 ~ 99 円となることはない。この場合、市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において 1 ~ 99 円と記載されている場合であっても、2.5 倍加算の対象となる。

## （7）就学支援金交付金の支払請求、支払

国は就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に高等学校等就学支援金交付金として交付する。この交付金は、4 ~ 6 月の第 1 期、7 ~ 9 月の第 2 期、10 ~ 12 月の第 3 期及び 1 ~ 3 月の第 4 期の年 4 回に分けた支払計画に基づき、国が交付額を決定し、国から都道府県に交付される。

## （8）支給期間

就学支援金の支給期間は、最大で 36 月である。ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で 48 月である。

## （9）受給資格認定

高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとする場合には、受給資格認定申請書に保護者等（生徒の親権を行う者等）の市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて、都道府県に提出し、その認定を受ける必要がある。

## （10）就学支援金の支給

就学支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）した月に終了する。

なお、やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後 15 日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる。

## （11）代理受領

就学支援金の支給は、学校設置者による代理受領でもって行われる。これは、就学支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにするとともに、事務経費を極力抑えることを目的として実施するものである。

具体的には、就学支援金について、学校設置者が、在学する生徒に代わって都道府県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

したがって、学校設置者は、それぞれの授業料の徴収方法を踏まえ、適宜受領した就学支援金を当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることになるが、例えば、年額の授業料について就学支援金の受給前に一括納付を受けており、生徒に対して有する授業料債権が存在しないような場合には、後日納入分において相殺するか、若しくは就学支

援金が交付された後に、就学支援金相当額を返金する必要がある。

なお、支給対象高等学校等が都道府県立の高等学校等である場合は、就学支援金を生徒に対する授業料債権の弁済に充てることは同様であるが、学校設置者と就学支援金の支給者が同一となるため、（都道府県から交付される就学支援金を学校設置者が生徒に代わって受領するという意味の）代理受領は行われない。

#### (12) 収入の状況の届出

- ① 受給権者である生徒は、就学支援金の支給が停止されている場合を除き、毎年度、都道府県が定める日までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入の状況に関する事項」に係る届出書（以下「収入状況届出書」という。）を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県に提出しなければならない。
- ② ①にかかわらず、受給権者である生徒（就学支援金の支給が停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県に提出しなければならない。ただし、既に保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該課税証明書等を添付することを要しない。

#### (13) 就学支援金の支払の一時差止め

都道府県は、受給権者である生徒が、正当な理由がなく（12）の届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

#### (14) 休学

生徒が休学する場合、受給権者である生徒は就学支援金の支給の停止を学校設置者を通じて都道府県に申し出ることができる。生徒が就学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで就学支援金の支給は停止され、当該休学期間は（8）の支給期間に算入されない。

## 第2章 就学支援金に関する事務の流れの概要

就学支援金に関する事務の流れの概要は以下のとおり。なお、学校設置者の欄の「都道府県からの事務委託等」については、都道府県から学校設置者への依頼により行うことも可能であり、必ず文書による事務委託が必要であるものではない。

